

那 監 第 22 号  
令和 5 年 7 月 31 日

那覇市長 知 念 覚 様

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

# 令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

## 第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

## 第3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点

資金不足比率は正確に算定されているか。

## 第5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第6 審査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和5年6月8日から同年7月25日まで
- 2 日 程 令和5年6月15日 事務局職員による予備審査  
令和5年7月10日 監査委員審査
- 3 場 所 那覇市上下水道局

## 第7 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確であるものと認められる。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	

(注) 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。

2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

## 2 個別意見

資金不足比率について

いずれの公営企業会計も資金不足は生じていない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

会計区分	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	9,591,069	6,324,249	—
下水道事業会計	4,648,626	3,713,072	—